

申告の手引き

申請書名	耐震改修に係る固定資産税の減額申告書
対象の要件	○昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅であること ○令和 8 年 3 月 31 日までの間に、「昭和 56 年 6 月 1 日施行」の建築基準法の耐震基準に適合する改修工事が完了した住宅であること ○耐震改修工事に伴う自己負担額が 50 万円を超えていること ○店舗等併用住宅の場合は、床面積の 1/2 以上が居住用であること
減額の内容	耐震改修工事の完了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする課税年度分に限り、1 戸あたり 120 ㎡相当分までの固定資産税額の 2 分の 1（長期優良住宅の認定を受けた改修の場合は 3 分の 2）が減額されます。 （都市計画税は対象となりません）
申告の方法	改修工事の完了後 3 か月以内に、町税務住民課（税の窓口）へ関係書類添付のうえ、「耐震改修に係る固定資産税減額申告書」の提出が必要となります ◎添付書類 ①地方税法施行規則附則第 7 条第 6 項の規定に基づく証明書（固定資産税減額証明書）または住宅性能評価書（建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人の発行したもの） ②耐震改修に要した費用を証明する書類 （工事費用明細書・領収書） ③長期優良住宅の認定を受けた改修の場合は、認定通知書の写し
問い合わせ先	税務住民課 資産税班 電話番号 043-496-1173